


毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

規則  
 秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則(四・雇用対策室)  
 告示  
 生活排水対策重点地域の指定(四五・環境政策課)  
 地籍調査の成果の認証(四六・農地計画課)  
 耕地整理組合の臨時代理者の指定(四七・農地計画課)  
 都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(四八・都市計画課)  
 道路区域の供用開始(四九・道路環境課)  
 道路区域の変更(五〇、五一・道路環境課)  
 豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の改築工事の完了(五二・道路環境課)  
 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(五三・商工業振興課)  
 公告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療センター)  
 土地改良区の定款変更の認可(鹿角総合農林事務所)  
 県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田総合農林事務所)  
 (仙北総合農林事務所)  
 一般競争入札の実施(管財課)四件  
 教育委員会公告  
 社会教育主事の資格の認定(義務教育課)

## 規則

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第四号

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

秋田県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三号」を「第十二号」に、「又は第五項」を「若しくは第五項又は特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令(平成十三年厚生労働省令第二百二十九号)による改正前の雇用対策法施行規則第二条第二項第十三号」に改め、「漁業離職者」といつ。」「の下に、「同令附則第八条又は第九条の規定により石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けた者(以下「石炭鉱業離職者」といつ。)」を加える。

第二条中「漁業離職者」の下に、「石炭鉱業離職者」を加える。

第十四条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第三条の二の規定に基づく手帳」の下に「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第三十五号)第一条の規定による廃止前の」を、「第十四条第一項若しくは」の下に「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令(平成十三年厚生労働省令第二百二十九号)第一条の規定による廃止前の」を加え、「第三条第一項若しくは第四条第一項」を「第三条第一項、第四条第一項、第八条若しくは第九条」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

秋田県告示第四十五号

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)第十四条の七第一項の規定により、次のとおり生活排水対策重点地域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 生活排水対策重点地域の名称  
皆瀬川上流域生活排水対策重点地域
- 二 生活排水対策重点地域の範囲

稲川町、皆瀬村の全域（皆瀬村特定環境保全公共下水道小安処理区に係る地域を除く。）

三 指定年月日

平成十四年一月十五日

秋田県告示第四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

（一） 調査を行った者の名称

藤里町

（二） 成果の名称

山本郡藤里町の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

山本郡藤里町大字大沢、藤琴の各一部

（四） 実施年度及び認証面積

平成十二年度及び平成十三年度

〇・八九平方キロメートル

（五） 認証年月日

平成十四年一月十五日

（二） 調査を行った者の名称

峰浜村

（二） 成果の名称

山本郡峰浜村の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

山本郡峰浜村大字沼田の一部

（四） 実施年度及び認証面積

平成十二年度及び平成十三年度

一・〇九平方キロメートル

（五） 認証年月日

平成十四年一月十五日

（三） 調査を行った者の名称

雄和町

（二） 成果の名称

雄和町

河辺郡雄和町の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

河辺郡雄和町大字相川の一部

実施年度及び認証面積

平成十一年度、平成十二年度及び平成十三年度

〇・五九平方キロメートル

認証年月日

平成十四年一月十五日

調査を行った者の名称

（四） 雄和町

雄和町

（二） 成果の名称

河辺郡雄和町の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

河辺郡雄和町大字下黒瀬の一部

実施年度及び認証面積

平成十二年度及び平成十三年度

一・三六平方キロメートル

（五） 認証年月日

平成十四年一月十五日

調査を行った者の名称

大館市

（二） 成果の名称

大館市の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

大館市花岡町、粕田の各一部

実施年度及び認証面積

平成十二年度及び平成十三年度

二・五四平方キロメートル

（五） 認証年月日

平成十四年一月十五日

調査を行った者の名称

男鹿市

（六） 成果の名称

男鹿市の地籍図及び地籍簿

測量及び調査を行った地域

- (四) 男鹿市大字船川港南平沢の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十三年度  
○・二〇平方キロメートル  
認証年月日  
平成十四年一月十五日
- (五)

秋田県告示第四十七号  
土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、平成十四年一月十五日雄勝郡仙道村小又耕地整理組合の臨時代理者に雄勝郡羽後町上仙道字苗代沢七十七番地今野勇一を指定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。  
平成十四年一月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四十八号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。  
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。  
平成十四年一月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類  
道路  
能代都市計画道路（三・三・一号线浅内道地線及び三・三・三号柳町新道線）の変更
- 二 都市計画の案の名称  
能代都市計画道路（三・三・一号线浅内道地線及び三・三・三号柳町新道線）の変更
- 三 都市計画を変更する土地の区域  
(一) 三・三・一号线浅内道地線  
変更する部分 能代市字芝童森  
(二) 三・三・三号柳町新道線

道路の種類	旧新別	路線名	区
一 道路の区域			

- 四 変更する部分 能代市字寿城長根、字芝童森及び字昇平岱  
都市計画の案の縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課  
能代市御指南町一番十号 山本建設事務所用地課  
能代市上町一番三号 能代市都市整備部都市整備課  
三(二)(一)
- 五 都市計画の案の縦覧期間 平成十四年一月二十二日から同年二月五日まで

秋田県告示第四十九号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十四年一月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一 供用開始の区間	一 供用開始の区間		
県道	溪后坂藤里峡公園線	山本郡藤里町粕毛字下長瀬一番一地从先から二九番二地先まで	山本郡藤里町粕毛字下長瀬一七番から一五六番五まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年一月二十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年一月二十二日から同年二月四日まで

秋田県告示第五十号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年一月二十二日  
秋田県知事 寺田典城

間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）

県道	新	旧
	高屋敷茶屋下線	高屋敷茶屋下線
	山本郡二ツ井町田代字水沢一七番一地先から字日蔭一七四番四地先まで	
	"	
	一〇・〇〇〇〇	四・五〇〇〇
	〇・二九五	〇・二九五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年一月二十二日から同年二月四日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年一月二十二日

秋田県告示第五十一号

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区		間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		B	A			
県道	新	旧	羽後向田館合線	B	A	"	一四・五〇〇〇	〇・五八五
	旧	新		A	B		六・〇〇〇〇	〇・六九七
県道	新	旧	羽後向田館合線	B	A	"	一三・〇〇〇〇	〇・六〇五
	旧	新		A	B		六・〇〇〇〇	〇・五二二
県道	新	旧	羽後向田館合線	B	A	"	一三・〇〇〇〇	〇・六〇五
	旧	新		A	B		六・〇〇〇〇	〇・五二二
県道	新	旧	羽後向田館合線	B	A	"	一三・〇〇〇〇	〇・六〇五
	旧	新		A	B		六・〇〇〇〇	〇・五二二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年一月二十二日から同年二月四日まで

秋田県告示第五十一号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第七十三号)第十四条第一項の規定による市町村道の改築に関する工事を次のとおり完了したので、豪雪地帯対策特別措置

法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

市町村名	路線名	工事の完了した区間	工事の種類	工事の完了した日
田沢湖町	ぶな森線	仙北郡田沢湖町戸瀬字湯沢外一国有林五林班つ二小班から戸瀬字湯沢外一国有林五林班お小班まで	道路改良 トンネル工	平成十三年十一月二十八日

秋田県告示第五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ中仙ショッピングセンター  
中仙町北長野字袴田百八十八番外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十四年一月十五日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
中仙町役場 企画開発課
  - (二) 縦覧期間  
平成十四年一月二十二日から同年二月二十二日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 調達する役務の内容及び数量  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター・精神医療センター清掃業務 一式
  - (二) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 履行期間  
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
  - (四) 履行場所  
仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - (二) 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の十五に定める基準に適合する者であること。
  - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
  - (四) 入札書の提出場所等
- 三 入札書の提出場所等
  - (一) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一九 二四二三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総務管理班(電話〇一八八 九二 三三五一)

(二) 入札説明書の交付方法  
入札説明会で交付する。

なお、入札説明会に出席できない者で一般競争入札に参加を希望するものには、秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年二月八日(金)から同月二十二日(金)までの期間、(一)に掲げる場所で随時交付する。

(三) 入札説明会の日時及び場所

平成十四年二月七日(木)午後一時三十分 (一)に掲げる場所

(四) 入札書の受領期限

平成十四年三月七日(木)午後一時三十分

郵便による場合は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」といふ。)第六十五条第一項に規定するところによる。

(五) 開札の日時及び場所

平成十四年三月七日(木)午後一時三十分 (一)に掲げる場所

四 その他

(一) 提出書類等

この一般競争入札に参加を希望する者は、(二)の基準に適合すること及び当該調達する役務に類似する清掃業務を受託した実績を有することを証する書類を平成十四年二月二十五日(月)までに(三)に掲げる場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

(五) 入札保証金及び契約保証金

規則第六十条から第六十三条まで及び第七十七條から第七十九條までに規定するところによる。

(六) 契約書作成の要否

(七) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(八) その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning Service, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center 1 Set
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 7 March, 2002
- 3 Contact point for the notice : Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Kamiyodogawa aza-Gohyakukaria, Kyowa Town, Sembokugun, Akita Prefecture 019-2413, Japan TEL 018-892-3751

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鹿角市八幡平土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年一月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(上谷地地区(三万場工区)土地改良総合整備事業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月二十三日から同年二月二十日まで
- 三 縦覧場所 若美町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(一ト鶴地区ほ場整備事業)担い

- 手育成型)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年一月二十三日から同年二月二十日まで
- 三 縦覧場所 西仙北町役場

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ガスクロマトグラフ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年三月十五日(金)

(四) 納入場所

秋田県農業試験場(大潟村)

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十二日(火)から同月三十一日(木)

までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月五日(火)午後二時から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

マイクローエープ試料前処理装置 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年三月十五日(金)

(四) 納入場所

秋田県農業試験場(雄和町)

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月五日(火)午後二時十五分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

バイオデックスシステム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年三月二十九日(金)

(四) 納入場所

秋田県立スポーツ会館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月五日(火)午後二時三十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当



する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

製版用カメラ及び現像機 各一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年三月十二日(火)

(四) 納入場所

秋田県立聾学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。  
 (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。  
 (三) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月二十二日(火)から同月三十一日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月八日(金)午前十一時から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

教育委員会公告

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の四第四号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定

に関する規則（昭和三十五年秋田県教育委員会規則第七号）第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月二十二日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛治

- 一 現住所 秋田市仁井田緑町三番十号教育庁公舎二〇二号室
- 二 氏名 森 川 勝 栄
- 三 生年月日 昭和四十八年一月十八日
- 四 認定年月日 平成十三年十二月二十五日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年十二月二十一日（号外第三号）公布秋田県教育委員会規則第十五号（市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則）

（印刷誤り）

五 上 五 上到来小学校 上到来小学校

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (862) 8766 FAX (863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

